

郡山市立富田中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、同時にどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることも認識しなければならない。その上で、いじめは重大な人権侵害であり、「いじめは絶対に許されない」という強い信念をもって取り組まなければならない。

これらの基本的な考えと「SDGs」が掲げる「誰一人取り残さない」という理念を基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関との連携の下に進めていく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

<指導の重点>

- ・ 全教育活動を通して、基本的な生活習慣づくりと、自らの行動を正しく判断し、実行する自己指導能力の育成に努める。
- ・ SDGsの理念を、すべての生徒活動の行動目標に定め教育活動を展開する。
- ・ 指導體制の確立と全職員の共通理解のもとに、分かる授業・個を生かす授業の展開、心の通う学級づくり、充足感のある特別活動等を通して生徒と教職員の人間的なふれあいを深め、健全な生徒集団の育成に努める。
- ・ 生徒理解を深め生徒の特性を生かし、能力に応じた指導を充実し個性の伸長を図る。
- ・ 生徒の健全育成を図るべく、家庭・地域や関係機関との連携を重視した開かれた指導に努める。

2 いじめ防止対策組織

「生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織全体で対応する。

「生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）」は校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、必要に応じて、関係教職員等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・ 教職員による取組評価を行い、「生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）」及び「企画委員会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや個人面談（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学年だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・「コミュニティ・スクール（CS）」、「学校評議員会」、「富田中学校区地域サポートチーム」を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・生活アンケートや個人面談（教育相談）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握する。
- イ 分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- キ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう保護者とも連携し継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。
- イ 生活アンケート、個人面談（教育相談）の定期的な実施（各学期1回以上）や、Tノートを通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。
- エ 保護者や地域の方から情報を得るように努める。

オ 生徒が相談しやすい環境を整える。

- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
- ・生徒が担任以外の職員にも相談しやすい環境をつくる。
- ・スクールカウンセラーの相談日（来校日）を全家庭に配付し、紹介する。
- ・電話相談窓口の一覧を全家庭に配付し、紹介する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、教育支援センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

カ「生活アンケート」を年間3回配付し、家庭で記入いただく。その内容を受け、気になる生徒は学校全体で共有し、共通理解のもと早期解決を図る。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）」において事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだアンケートを実施し、「生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）」及び「企画委員会」・「生徒指導委員会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) 「郡山市いじめ防止基本方針」（郡山市教育委員会）を参考にいじめ対策に取り組む。

(2) いじめ対策に関する校内研修の実施や、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させ、生徒理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。

(4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【 重大事態の対応フロー図 】

いじめ重大事態発生



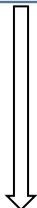
教育委員会へ重大事態の発生を報告



教育委員会が調査の主体を判断

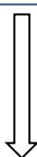
学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置



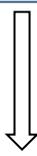
- ※ 「生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施



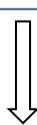
- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。
- ※ 関係諸機関との連携を図る。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供



- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告



- ※ いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を行う。